

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>第1章 基本的な考え方</p> <p>1 基本指針策定の趣旨</p> <p>(1) <u>策定の経緯</u></p> <p>国際連合において、1948（昭和23）年、基本的人権を確保するために、すべての人々や国が達成すべき共通の基準としての「世界人権宣言」が採択されて以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきた。</p> <p>わが国においても、1946（昭和21）年11月3日、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を公布し、この憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備に努めてきた。</p> <p>本県では、2000（平成12）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）に基づき、2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、あらゆる行政分野で人権施策を推進してきた。</p> <p>(2) <u>本指針を改定する際の考え方</u></p> <p>本県では、最上位の行政計画である「新潟県総合計画」において、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とし、「安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟」「地域経済が元気で活力のある新潟」「県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟」を将来像と位置付けている。この総合計画を真に豊かに実現し、人がその生を受けたときから、生涯にわたり、「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会」（新潟県総合計画）となるには、あらゆる施策の根本において、人としての尊厳が保障され、個人として尊重されることが、何にも増して前提とされなければならない。</p> <p>人権教育及び人権啓発は、人権教育・啓発推進法が定めるように、「人権尊重の精神の涵養」と「普及」</p>	<p>第1章 基本的な考え方</p> <p>1 基本指針改定の趣旨</p> <p>(1) <u>改定の経緯</u></p> <p>国際連合において、1948（昭和23）年、基本的人権を確保するために、すべての人々や国が達成すべき共通の基準としての「世界人権宣言」が採択されて以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきた。</p> <p>わが国においても、1946（昭和21）年11月3日、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を公布し、この憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備に努めてきた。</p> <p>本県では、2000（平成12）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）に基づき、2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、あらゆる行政分野で人権施策を推進してきた。</p> <p><u>しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認等、様々な分野において、依然として人権侵害が問題となっている。また、深刻化する子どもや高齢者への虐待、いじめの問題等への関心が高まっているほか、インターネットによる人権侵害やいわゆるヘイトスピーチなど新たな人権問題も生じている。</u></p> <p><u>一方、近年、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消など、人権に関する法整備が進んでいる。これらの社会情勢の変化等を踏まえ、今後、更に一層、人権教育・啓発の推進が求められる状況に鑑み、本県が取り組む施策の方向を新たに示すため、本基本指針を改定する。</u></p> <p>(2) <u>改定に当たっての考え方</u></p> <p>本県では、最上位の行政計画である「新潟県総合計画」において、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とし、「安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟」「地域経済が元気で活力のある新潟」「県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟」を将来像と位置付けている。この総合計画を真に豊かに実現し、人がその生を受けたときから、生涯にわたり、「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会」（新潟県総合計画）となるには、あらゆる施策の根本において、人としての尊厳が保障され、個人として尊重されることが、何にも増して前提とされなければならない。</p> <p>人権教育及び人権啓発は、人権教育・啓発推進法が定めるように、「人権尊重の精神の涵養」と「普及」を目的とし、</p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>を目的とし、国、地方公共団体、更には国民に対して、「人権尊重の精神の涵養」に努め、「人権が尊重される社会の実現」へ寄与することを期待している。すべての県民の人権が尊重される豊かな県政を実現するためには、県の施策の推進とともに、県民一人一人の、人権にかかわる深い理解と認識、積極的な協力が不可欠である。</p> <p>また、本基本指針に記載した個々の内容は、今後、急激な時代の進化や変化により、人権教育及び人権啓発に関わる新たな内容や視点が求められることも推察されるが、そのような際にも、人権教育及び人権啓発が本県の施策を根本で支えるものとする本基本指針の趣旨を常に認識し、新たな課題に対しても適切に対応を検討していく。</p> <p><u>ア 第1次改定（2020（令和2）年3月）</u> <u>女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認等、様々な分野において、依然として人権侵害が問題となっている状況を踏まえるとともに、深刻化する子どもや高齢者への虐待、いじめの問題、インターネットによる人権侵害への対応のほか、指針策定後の社会情勢の変化や、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消など人権に関する法整備を踏まえ、全面的に改定を行った。</u></p> <p><u>イ 第2次改定（2021（令和3）年6月）</u> <u>新たな感染症が繰り返し出現する中で、新型コロナウイルス感染症が発生し感染が拡大した状況を踏まえ、感染症の感染者等への差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等を防止する取組をより一層推進するための改定を行った。</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 基本指針策定の背景 (1) 国際的動向 (略) (2) 国の動向 (略) (3) 本県の動向 (略)</p> <p>第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進 (略)</p> <p>1 学校教育における人権教育の推進 <u>(1) 現状と課題</u> (略) <u>(2) 基本方針</u> (略) <u>ア 授業等の改善</u></p>	<p>国、地方公共団体、更には国民に対して、「人権尊重の精神の涵養」に努め、「人権が尊重される社会の実現」へ寄与することを期待している。すべての県民の人権が尊重される豊かな県政を実現するためには、県の施策の推進とともに、県民一人一人の、人権にかかわる深い理解と認識、積極的な協力が不可欠である。</p> <p>また、本基本指針に記載した個々の内容は、今後、急激な時代の進化や変化により、人権教育及び人権啓発に関わる新たな内容や視点が求められることも推察されるが、そのような際にも、人権教育及び人権啓発が本県の施策を根本で支えるものとする本基本指針の趣旨を常に認識し、新たな課題に対しても適切に対応を検討していく。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 基本指針策定の背景 (1) 国際的動向 (略) (2) 国の動向 (略) (3) 本県の動向 (略)</p> <p>第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進 (略)</p> <p>1 学校教育における人権教育の推進 <u>【現状と課題】</u> (略) <u>【基本方針】</u> (略) <u>○ 授業等の改善</u></p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>(略)</p> <p>イ 研修の充実 (略)</p> <p>ウ 環境づくり (略)</p> <p>2 社会教育における人権教育の推進</p> <p><u>(1) 現状と課題</u> (略)</p> <p><u>(2) 基本方針</u> (略)</p> <p>ア 子どもたちが豊かな心や自他の人権を尊重し合う態度を身に付けるようになるためには家庭や地域の大人たちが日常生活を通じ、差別をしない姿勢を示していくことが重要である。 このために家庭や地域の大人たちが人権感覚を十分身に付けるよう公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図る。 また、すべての教育の出発点である家庭教育では、日常生活を通じて、家族全体が自他の人権を尊重し合えるよう、人権に関する学習機会の提供や情報発信等を行うとともに、家庭の教育力の向上を支援し、家族全体で人権意識が高まるよう促す。</p> <p>イ 地域社会における指導者の養成と資質の向上を目指して、フィールドワークなど参加体験型アプローチを採用するなど、より実効的な手法を取り入れる創意工夫を図るとともに、地域全体が自他の人権を尊重し合えるよう、実践に結びつく指導者研修会の内容の充実を図る。</p> <p>ウ 様々な人権問題を正しく理解するために、参加者の学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発・提供を行い、公民館等の社会教育施設での学級・講座が充実するよう市町村教育委員会との連携を図る。 また、学習が実践活動に結びつくような手法を用いた学習資料の開発・提供を行うとともに、生涯学習情報提供システム（ラ・ラ・ネット）を活用してその周知に努める。</p> <p>3 企業・団体等に対する人権啓発の推進</p> <p><u>(1) 現状と課題</u> (略)</p> <p><u>(2) 基本方針</u> (略)</p> <p>ア 企業・団体等の人権教育・啓発の取組を促進するため、資料・情報の提供、企業等の管理者を対象とした講演会の開催等啓発を行う。</p> <p>イ マスメディア等多様な広報媒体を活用した広</p>	<p>(略)</p> <p>○ 研修の充実 (略)</p> <p>○ 環境づくり (略)</p> <p>2 社会教育における人権教育の推進</p> <p>【現状と課題】 (略)</p> <p>【基本方針】 (略)</p> <p>○ 子どもたちが豊かな心や自他の人権を尊重し合う態度を身に付けるようになるためには家庭や地域の大人たちが日常生活を通じ、差別をしない姿勢を示していくことが重要である。 このために家庭や地域の大人たちが人権感覚を十分身に付けるよう公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図る。 また、すべての教育の出発点である家庭教育では、日常生活を通じて、家族全体が自他の人権を尊重し合えるよう、人権に関する学習機会の提供や情報発信等を行うとともに、家庭の教育力の向上を支援し、家族全体で人権意識が高まるよう促す。</p> <p>○ 地域社会における指導者の養成と資質の向上を目指して、フィールドワークなど参加体験型アプローチを採用するなど、より実効的な手法を取り入れる創意工夫を図るとともに、地域全体が自他の人権を尊重し合えるよう、実践に結びつく指導者研修会の内容の充実を図る。</p> <p>○ 様々な人権問題を正しく理解するために、参加者の学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発・提供を行い、公民館等の社会教育施設での学級・講座が充実するよう市町村教育委員会との連携を図る。 また、学習が実践活動に結びつくような手法を用いた学習資料の開発・提供を行うとともに、生涯学習情報提供システム（ラ・ラ・ネット）を活用してその周知に努める。</p> <p>3 企業・団体等に対する人権啓発の推進</p> <p>【現状と課題】 (略)</p> <p>【基本方針】 (略)</p> <p>○ 企業・団体等の人権教育・啓発の取組を促進するため、資料・情報の提供、企業等の管理者を対象とした講演会の開催等啓発を行う。</p> <p>○ マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発</p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>報・啓発活動や啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。</p> <p>4 県民に対する人権啓発の推進</p> <p>(1) <u>現状と課題</u> (略)</p> <p>(2) <u>基本方針</u> (略)</p> <p>ア マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動や県民を対象とした人権講演会等の各種イベントの実施、啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。</p> <p>イ 県民一人一人の人権問題への関心と理解が深まるよう、広報・啓発の活動内容の一層の充実を図るとともに、法務局、市町村等で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」などを活用し、国・市町村・民間団体と連携を図りながら啓発活動を進める。</p> <p>5 インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進</p> <p>(1) <u>現状と課題</u> (略)</p> <p>(2) <u>基本方針</u> (略)</p> <p>ア 有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るため、これらの有害情報を選別するフィルタリングシステムを各家庭において導入するなどの対策とともに、インターネット事業者において有害情報の送信を防止する措置などを講じるよう広報啓発に努める。</p> <p>イ インターネット上における差別表現など人権を侵害する情報については、削除要請を行うなど関係機関との連携により適切に対応していく。</p>	<p>活動や啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。</p> <p>4 県民に対する人権啓発の推進</p> <p>【現状と課題】 (略)</p> <p>【基本方針】 (略)</p> <p>○ マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動や県民を対象とした人権講演会等の各種イベントの実施、啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。</p> <p>○ 県民一人一人の人権問題への関心と理解が深まるよう、広報・啓発の活動内容の一層の充実を図るとともに、法務局、市町村等で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」などを活用し、国・市町村・民間団体と連携を図りながら啓発活動を進める。</p> <p>5 インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進</p> <p>【現状と課題】 (略)</p> <p>【基本方針】 (略)</p> <p>○ 有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るため、これらの有害情報を選別するフィルタリングシステムを各家庭において導入するなどの対策とともに、インターネット事業者において有害情報の送信を防止する措置などを講じるよう広報啓発に努める。</p> <p>○ インターネット上における差別表現など人権を侵害する情報については、削除要請を行うなど関係機関との連携により適切に対応していく。</p>
<p>第3章 分野別人権施策の推進</p> <p>1 女性</p> <p>(1) <u>現状と課題</u> (略)</p> <p>(2) <u>基本方針</u> (略)</p> <p>ア 男女平等を推進する社会づくり</p> <p>(ア) 男女平等社会の形成についての理解を深めるため、各種団体等とも連携し、県民に対する広報・啓発活動を推進する。</p> <p>(イ) 社会制度、慣行等について男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めるとともに、課題を整理し、提供する。</p> <p>(ウ) 園・学校における男女平等を推進する教育・学</p>	<p>第3章 分野別人権施策の推進</p> <p>1 女性</p> <p>【現状と課題】 (略)</p> <p>【基本方針】 (略)</p> <p>○ 男女平等を推進する社会づくり</p> <p>・ 男女平等社会の形成についての理解を深めるため、各種団体等とも連携し、県民に対する広報・啓発活動を推進する。</p> <p>・ 社会制度、慣行等について男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めるとともに、課題を整理し、提供する。</p> <p>・ 園・学校における男女平等を推進する教育・学習を充実</p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>習を充実するとともに、教職員等の研修の充実を図る。</p> <p>(エ) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供を行うとともに、学習活動を支援する指導者等の人材育成に努める。また、男女平等意識を育む家庭教育を推進する。</p> <p>(オ) 女性への暴力は子どもなどへの人権侵害を伴う場合が少なくないことに鑑み、これまで以上に、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進するとともに、女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談や保護・支援を行う。また、様々な場面におけるセクシャルハラスメントの防止に向けた取組を推進する。</p> <p>(カ) 生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及に努める。</p> <p>(キ) 男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進する。</p> <p>イ 女性が活躍できる社会づくり</p> <p>(イ) 県の審議会等への女性登用や女性県職員・教職員の育成と管理監督者への登用を推進するとともに、市町村、企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進する。</p> <p>(イ) あらゆる分野に参画できる女性人材の育成や、女性の起業など様々なチャレンジを支援するとともに、女性団体等への活動支援を充実する。</p> <p>(ウ) 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を十分に発揮できる環境の整備促進や、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進する。</p> <p>(エ) 農林水産業、商工業等自営業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進する。</p> <p>ウ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり</p> <p>(イ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識啓発を推進し、仕事と子育てや介護との両立や多様な形態の働き方を可能とする就業環境の整備を促進する。また、職場</p>	<p>するとともに、教職員等の研修の充実を図る。</p> <p>・ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供を行うとともに、学習活動を支援する指導者等の人材育成に努める。また、男女平等意識を育む家庭教育を推進する。</p> <p>・ 女性への暴力は子どもなどへの人権侵害を伴う場合が少なくないことに鑑み、これまで以上に、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進するとともに、女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談や保護・支援を行う。また、様々な場面におけるセクシャルハラスメントの防止に向けた取組を推進する。</p> <p>・ 生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての知識の普及に努める。</p> <p>・ 男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進する。</p> <p>○ 女性が活躍できる社会づくり</p> <p>・ 県の審議会等への女性登用や女性県職員・教職員の育成と管理監督者への登用を推進するとともに、市町村、企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進する。</p> <p>・ あらゆる分野に参画できる女性人材の育成や、女性の起業など様々なチャレンジを支援するとともに、女性団体等への活動支援を充実する。</p> <p>・ 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を十分に発揮できる環境の整備促進や、能力発揮のための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進する。</p> <p>・ 農林水産業、商工業等自営業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進する。</p> <p>○ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり</p> <p>・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識啓発を推進し、仕事と子育てや介護との両立や多様な形態の働き方を可能とする就業環境の整備を促進する。また、職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向</p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進する。</p> <p>(イ) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解と男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。</p> <p>(ロ) 多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策、地域における子育て支援を充実する。また、ひとり親家庭等困難を抱える家庭が孤立しないよう支援することにより、子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進する。</p> <p>(ハ) 高齢者の社会参画を支援するとともに、高齢者が安心して暮らせる生活支援体制・介護体制の整備を促進する。</p> <p>(ニ) 障害者の社会参画を支援するとともに、障害者が一人一人のニーズにあった支援を受けられるよう、生活支援体制の整備を促進する。</p> <p>(ホ) 生活困窮者の状況に応じた自立促進支援、ひとり親家庭への支援を充実し、貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境整備を進める。</p> <p>(ヘ) 地域や防災・災害復興分野、環境分野における、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、様々な取組等における男女共同参画を促進する。</p> <p>エ 施策の総合的・計画的推進</p> <p>(ア) 男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、必要な推進体制及び機能の充実を図り、計画的にその遂行を図る。</p> <p>(イ) 県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、情報共有に努めるなど市町村や国の関係機関との連携を図る。</p> <p>(ロ) 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体の活動を支援するとともに、連携・協働を進める。</p> <p>2 子ども・若者</p> <p>(1) 現状と課題 (略)</p> <p>(2) 基本方針 (略)</p> <p>ア いじめ防止の推進 (略)</p> <p>イ 児童虐待防止への取組 (略)</p> <p>ウ 要保護児童の権利擁護対策 (略)</p> <p>エ 児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組の推進</p>	<p>けた取組を推進する。</p> <p>・ 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解と男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。</p> <p>・ 多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策、地域における子育て支援を充実する。また、ひとり親家庭等困難を抱える家庭が孤立しないよう支援することにより、子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進する。</p> <p>・ 高齢者の社会参画を支援するとともに、高齢者が安心して暮らせる生活支援体制・介護体制の整備を促進する。</p> <p>・ 障害者の社会参画を支援するとともに、障害者が一人一人のニーズにあった支援を受けられるよう、生活支援体制の整備を促進する。</p> <p>・ 生活困窮者の状況に応じた自立促進支援、ひとり親家庭への支援を充実し、貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境整備を進める。</p> <p>・ 地域や防災・災害復興分野、環境分野における、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、様々な取組等における男女共同参画を促進する。</p> <p>○ 施策の総合的・計画的推進</p> <p>・ 男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、必要な推進体制及び機能の充実を図り、計画的にその遂行を図る。</p> <p>・ 県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、情報共有に努めるなど市町村や国の関係機関との連携を図る。</p> <p>・ 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体の活動を支援するとともに、連携・協働を進める。</p> <p>2 子ども・若者</p> <p>【現状と課題】 (略)</p> <p>【基本方針】 (略)</p> <p>○ いじめ防止の推進 (略)</p> <p>○ 児童虐待防止への取組 (略)</p> <p>○ 要保護児童の権利擁護対策 (略)</p> <p>○ 児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組の推進 (略)</p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>(略)</p> <p><u>オ</u> 有害情報からの遮断に向けた啓発 (略)</p> <p><u>カ</u> 子どもの貧困対策の推進</p> <p><u>(ア)</u> 貧困の連鎖を防止するため、経済的困難を抱える家庭の子どもに対し、市町村が行う学習支援の取組が広がるよう支援するとともに、その世帯の自立の促進を図るため、経済的支援を行う。</p> <p><u>(イ)</u> 経済的困難を抱える家庭が地域から孤立することのないよう、市町村や民間（子育て支援を行うNPO法人など）、学校、保育所などと連携・協働し、支援を必要とする子どもや家庭の把握に努め、生活支援、就労支援などを含め、実情にあった支援の取組を促進する。</p> <p><u>キ</u> ひきこもりとなった子どもなどへの対応</p> <p><u>(ア)</u> 県内の若者サポートステーションと市町村との連携した取組を促進する。</p> <p><u>(イ)</u> ひきこもり地域支援センターにおいて電話相談を行うとともに、市町村の支援を行う。</p> <p>3 高齢者</p> <p><u>(1) 現状と課題</u> (略)</p> <p><u>(2) 基本方針</u> (略)</p> <p><u>ア</u> 啓発活動の推進 (略)</p> <p><u>イ</u> 社会参加活動の促進と自立支援</p> <p><u>(ア)</u> 高齢者が元気で活躍できるシステムづくり (略)</p> <p><u>(イ)</u> 働く場の確保 (略)</p> <p><u>(ウ)</u> 地域での支え合いの仕組みづくり (略)</p> <p><u>ウ</u> 権利擁護の推進</p> <p><u>(ア)</u> 意思決定支援の実施 (略)</p> <p><u>(イ)</u> 総合相談体制の整備 (略)</p> <p><u>(ウ)</u> 苦情処理体制の充実 (略)</p> <p><u>(エ)</u> 情報の提供体制の整備 (略)</p> <p><u>(オ)</u> 権利擁護制度の活用支援 (略)</p> <p><u>(カ)</u> 身体拘束の廃止 (略)</p>	<p><u>○</u> 有害情報からの遮断に向けた啓発 (略)</p> <p><u>○</u> 子どもの貧困対策の推進</p> <p>・ 貧困の連鎖を防止するため、経済的困難を抱える家庭の子どもに対し、市町村が行う学習支援の取組が広がるよう支援するとともに、その世帯の自立の促進を図るため、経済的支援を行う。</p> <p>・ 経済的困難を抱える家庭が地域から孤立することのないよう、市町村や民間（子育て支援を行うNPO法人など）、学校、保育所などと連携・協働し、支援を必要とする子どもや家庭の把握に努め、生活支援、就労支援などを含め、実情にあった支援の取組を促進する。</p> <p><u>○</u> ひきこもりとなった子どもなどへの対応</p> <p>・ 県内の若者サポートステーションと市町村との連携した取組を促進する。</p> <p>・ ひきこもり地域支援センターにおいて電話相談を行うとともに、市町村の支援を行う。</p> <p>3 高齢者</p> <p>【現状と課題】 (略)</p> <p>【基本方針】 (略)</p> <p><u>○</u> 啓発活動の推進 (略)</p> <p><u>○</u> 社会参加活動の促進と自立支援</p> <p>・ 高齢者が元気で活躍できるシステムづくり (略)</p> <p>・ 働く場の確保 (略)</p> <p>・ 地域での支え合いの仕組みづくり (略)</p> <p><u>○</u> 権利擁護の推進</p> <p>・ 意思決定支援の実施 (略)</p> <p>・ 総合相談体制の整備 (略)</p> <p>・ 苦情処理体制の充実 (略)</p> <p>・ 情報の提供体制の整備 (略)</p> <p>・ 権利擁護制度の活用支援 (略)</p> <p>・ 身体拘束の廃止 (略)</p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>(キ) 高齢者虐待の防止 (略)</p> <p>4 障害者</p> <p>(1) 現状と課題 (略)</p> <p>(2) 基本方針 (略)</p> <p>ア 啓発活動の推進 (略)</p> <p>イ 社会参加の促進</p> <p>(ア) 障害者の積極的な社会参加を進めるため、移動手段やコミュニケーション手段の確保、個々の障害に対応した情報提供体制の充実、スポーツ、文化・芸術活動の振興を行う。</p> <p>(イ) 精神障害者の自立と社会参加を促進するため、地域住民や家族を対象とした精神障害に関する正しい知識の啓発・普及を進める。</p> <p>ウ 雇用・就労の促進</p> <p>障害者一人一人の適性と能力に応じた就労により職業的自立を図ることが重要であり、法定雇用率達成に向けて障害者の雇用と職場定着の促進を図るため、事業主や県民への広報・啓発に努める。</p> <p>エ 教育環境の整備</p> <p>(ア) 障害のある子どもが一貫した支援を受けられるよう、学齢期では「個別的教育支援計画」に基づき、教育、保健、福祉、医療、労働等が連携した支援体制構築に努める。</p> <p>(イ) 交流教育を通して、障害のあるなしにかかわらず児童生徒がお互いを尊重するノーマライゼーション実現のための取組を一層進展させるため、学校や地域での社会生活全般にわたり、子どもたちが共に学び共に活動する場や機会の充実に努める。</p> <p>通常学級で可能な限り、障害のある子どもとない子どもが、共に学べるよう制度・設備の充実に努める。</p> <p>オ 地域生活の支援 (略)</p> <p>カ 権利擁護の推進</p> <p>(ア) 意思決定支援の実施 (略)</p> <p>(イ) 障害者虐待の防止 (略)</p> <p>(ウ) 権利擁護制度の活用支援 (略)</p> <p>(エ) 障害福祉サービス等利用者の人権擁護 (略)</p>	<p>・ 高齢者虐待の防止 (略)</p> <p>4 障害者</p> <p>【現状と課題】 (略)</p> <p>【基本方針】 (略)</p> <p>○ 啓発活動の推進 (略)</p> <p>○ 社会参加の促進</p> <p>・ 障害者の積極的な社会参加を進めるため、移動手段やコミュニケーション手段の確保、個々の障害に対応した情報提供体制の充実、スポーツ、文化・芸術活動の振興を行う。</p> <p>・ 精神障害者の自立と社会参加を促進するため、地域住民や家族を対象とした精神障害に関する正しい知識の啓発・普及を進める。</p> <p>○ 雇用・就労の促進</p> <p>・ 障害者一人一人の適性と能力に応じた就労により職業的自立を図ることが重要であり、法定雇用率達成に向けて障害者の雇用と職場定着の促進を図るため、事業主や県民への広報・啓発に努める。</p> <p>○ 教育環境の整備</p> <p>・ 障害のある子どもが一貫した支援を受けられるよう、学齢期では「個別的教育支援計画」に基づき、教育、保健、福祉、医療、労働等が連携した支援体制構築に努める。</p> <p>・ 交流教育を通して、障害のあるなしにかかわらず児童生徒がお互いを尊重するノーマライゼーション実現のための取組を一層進展させるため、学校や地域での社会生活全般にわたり、子どもたちが共に学び共に活動する場や機会の充実に努める。</p> <p>通常学級で可能な限り、障害のある子どもとない子どもが、共に学べるよう制度・設備の充実に努める。</p> <p>○ 地域生活の支援 (略)</p> <p>○ 権利擁護の推進</p> <p>・ 意思決定支援の実施 (略)</p> <p>・ 障害者虐待の防止 (略)</p> <p>・ 権利擁護制度の活用支援 (略)</p> <p>・ 障害福祉サービス等利用者の人権擁護 (略)</p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>キ 福祉サービスの利用援助 （略）</p> <p>ク 福祉のまちづくりの推進 （略）</p> <p>5 同和問題</p> <p>（1）<u>現状と課題</u> （略）</p> <p>（2）<u>基本方針</u> （略）</p> <p>ア 啓発活動の推進</p> <p>（ア）啓発活動の充実 （略）</p> <p>（イ）企業、団体等に対する啓発 （略）</p> <p>（ウ）隣保館活動等の推進 （略）</p> <p>（エ）えせ同和行為の排除 （略）</p> <p>イ 相談体制の充実</p> <p>（イ）相談窓口の周知 （略）</p> <p>ウ 学校教育における推進</p> <p>（ウ）人権尊重の精神を育む教育の推進 （略）</p> <p>（イ）教職員研修の充実 （略）</p> <p>エ 社会教育における推進</p> <p>（エ）社会同和教育市町村巡回研修会の実施 （略）</p> <p>（イ）社会同和教育学習資料の作成 （略）</p> <p>オ 一般対策の推進</p> <p>（オ）生活環境の改善、産業の振興、就労の安定、教育の充実等残された課題については一般対策により適切に対応する。</p> <p>6 外国人</p> <p>（1）<u>現状と課題</u> （略）</p> <p>（2）<u>基本方針</u> （略）</p> <p>ア 国際理解教育の推進及び啓発活動の充実 （略）</p> <p>イ 企業等への啓発 （略）</p> <p>ウ 外国人への情報提供や相談・支援体制の充実 （略）</p> <p>エ 外国人労働者への情報提供や相談・支援体制</p>	<p>○ 福祉サービスの利用援助 （略）</p> <p>○ 福祉のまちづくりの推進 （略）</p> <p>5 同和問題</p> <p>【現状と課題】 （略）</p> <p>【基本方針】 （略）</p> <p>○ 啓発活動の推進</p> <p>・ 啓発活動の充実 （略）</p> <p>・ 企業、団体等に対する啓発 （略）</p> <p>・ 隣保館活動等の推進 （略）</p> <p>・ えせ同和行為の排除 （略）</p> <p>○ 相談体制の充実</p> <p>・ 相談窓口の周知 （略）</p> <p>○ 学校教育における推進</p> <p>・ 人権尊重の精神を育む教育の推進 （略）</p> <p>・ 教職員研修の充実 （略）</p> <p>○ 社会教育における推進</p> <p>・ 社会同和教育市町村巡回研修会の実施 （略）</p> <p>・ 社会同和教育学習資料の作成 （略）</p> <p>○ 一般対策の推進</p> <p>・ 生活環境の改善、産業の振興、就労の安定、教育の充実等残された課題については一般対策により適切に対応する。</p> <p>6 外国人</p> <p>【現状と課題】 （略）</p> <p>【基本方針】 （略）</p> <p>○ 国際理解教育の推進及び啓発活動の充実 （略）</p> <p>○ 企業等への啓発 （略）</p> <p>○ 外国人への情報提供や相談・支援体制の充実 （略）</p> <p>○ 外国人労働者への情報提供や相談・支援体制</p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>(略)</p> <p>オ 民間団体等の活動支援・連携促進</p> <p>(略)</p> <p>カ ヘイトスピーチへの対応</p> <p>(略)</p> <p>7 感染症患者等</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>医学医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきた一方、<u>新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、感染症は、今なお人類に脅威を与えている。また、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識などを理由として、今も感染症の患者やその家族等に対するいじめない差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等（以下「差別等」という。）が存在している。</u></p> <p><u>1998（平成10）年に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定され、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重し、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及を図るとともに、国民の責務として、感染症に関する正しい知識を持つことや、感染症の患者等の人権が損なわれないようにしなければならないと規定された。</u></p> <p>とりわけ、エイズ患者・HIV感染者等に対しては、病気に対する正しい知識が不十分なことによる誤解や、それに基づく差別や偏見が依然として残っている。</p> <p>ハンセン病については、2001（平成13）年に、ハンセン病に対するそれまでの国の方針について違憲性を認める判決が出され、2008（平成20）年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、患者・元患者の名誉回復の取組とともに、療養所における地域交流等の取組も行われているが、未だに患者やその家族等への差別や偏見が根強く残っている。また、2019（令和元）年には家族に対する差別被害を発生させた国の責任を認める判決が出され、国としても、内閣総理大臣談話を閣議決定し、「患者・元患者やその家族が置かれた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組む」とされたところである。</p> <p><u>また、未知のウイルスによる新興感染症や、再興感染症については、21世紀に入ってから発生している。2020（令和2）年に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症に関して、感染者や、その家族などの濃厚接触者等、治療・対策に関わった方々、県外から来訪した方等（以下「新型コロナウイルス感染者等」という。）に対して、り患し</u></p>	<p>(略)</p> <p>○ 民間団体等の活動支援・連携促進</p> <p>(略)</p> <p>○ ヘイトスピーチへの対応</p> <p>(略)</p> <p>7 感染症患者等</p> <p>【現状と課題】</p> <p>医学医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきた一方、<u>今も感染症の患者やその家族等に対するいじめない差別や偏見が存在している。</u></p> <p>とりわけ、エイズ患者・HIV感染者等に対しては、病気に対する正しい知識が不十分なことによる誤解や、それに基づく差別や偏見が依然として残っている。</p> <p>ハンセン病については、2001（平成13）年に、ハンセン病に対するそれまでの国の方針について違憲性を認める判決が出され、2008（平成20）年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、患者・元患者の名誉回復の取組とともに、療養所における地域交流等の取組も行われているが、未だに患者やその家族等への差別や偏見が根強く残っている。また、2019（令和元）年には家族に対する差別被害を発生させた国の責任を認める判決が出され、国としても、内閣総理大臣談話を閣議決定し、「患者・元患者やその家族が置かれた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組む」とされたところである。</p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p><u>ていること、り患しているおそれがあること等を理由として、差別等様々な人権侵害事案が発生した。このため、2021（令和3）年、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、差別的取扱い等の防止について地方公共団体の責務が規定されたところである。</u></p> <p>感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が必要であることはもちろんであるが、<u>感染症が拡大すると、社会不安が助長され、差別等が誘発されるおそれがある。このため、患者・元患者やその家族等に対する差別等を解消し、人権に配慮した感染症対策の推進、社会復帰や福祉対策の充実等が求められている。</u></p> <p>(2) 基本方針</p> <p><u>感染症患者等に対する差別等は、決して許されない。そのため、あらゆる機会を通じて次に掲げる対策その他必要な措置を講ずるとともに、患者・感染者やその家族等の意向を十分に尊重しながら支援の充実を図る。</u></p> <p>① <u>適切な情報の公表、感染症に関する正しい知識の普及、差別等の防止に向けた教育・啓発</u></p> <p>② <u>悪質な行為には法的責任が伴うものであり、人権を侵害し犯罪を構成すると考えられる行為に対する関係機関と連携した刑事告発など必要な措置</u> <u>また、今後、新たな感染症が出現した場合にも、同様の構図により、差別等が発生するおそれがあることから、平時から、これらの対策に取り組んでいく。</u></p> <p>施策の推進に当たっては、ハンセン病問題に関わる2001（平成13）年及び2019（令和元）年の判決並びに内閣総理大臣談話、2021（令和3）年の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正などを踏まえ取り組む。</p> <p>ア HIV感染者・エイズ患者等への支援等の充実</p> <p>(ア) <u>世界エイズデー関連行事やエイズ講演会などを通じて、正しい知識の普及啓発を図る。</u></p> <p>(イ) <u>保健所においてエイズ相談を行い、必要に応じ無料匿名検査を実施するとともに、相談、検査担当職員の資質向上を図る。</u></p> <p>(ウ) <u>市町村など関係機関や学校、企業、団体等と連携を図りながら、正しい知識の普及啓発や、差別や偏見の解消に向けた人権教育・啓発活動を推進する。</u></p> <p>(エ) <u>医療機関におけるHIV感染者、エイズ患者やその家族等に対するカウンセリング体制の充実及びカウンセリング担当職員の資質向上を図る。</u></p> <p>イ <u>ハンセン病患者・元患者及び家族等への支援等</u></p>	<p>感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が必要であることはもちろんであるが、<u>それとともに、患者・元患者やその家族等に対する差別や偏見を解消し、人権に配慮した感染症対策の推進、社会復帰や福祉対策の充実等が求められている。</u></p> <p>【基本方針】</p> <p>感染症患者等に対する差別や偏見の解消のため、あらゆる機会を通じて<u>正しい知識の啓発・普及活動を行う</u>とともに、患者・感染者やその家族等の意向を十分に尊重しながら支援の充実を図る。</p> <p>施策の推進に当たっては、ハンセン病問題に関わる2001（平成13）年及び2019（令和元）年の判決並びに内閣総理大臣談話などを踏まえ取り組む。</p> <p>○ HIV感染者・エイズ患者等への支援等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>世界エイズデー関連行事やエイズ講演会などを通じて、正しい知識の普及啓発を図る。</u> ・ <u>保健所においてエイズ相談を行い、必要に応じ無料匿名検査を実施するとともに、相談、検査担当職員の資質向上を図る。</u> ・ <u>市町村など関係機関や学校、企業、団体等と連携を図りながら、正しい知識の普及啓発や、差別や偏見の解消に向けた人権教育・啓発活動を推進する。</u> ・ <u>医療機関におけるHIV感染者、エイズ患者やその家族等に対するカウンセリング体制の充実及びカウンセリング担当職員の資質向上を図る。</u> <p>○ <u>ハンセン病患者・元患者及び家族等への支援等の充実</u></p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>の充実</p> <p><u>(ア)</u> ハンセン病に関する講演会の開催やパンフレットの配布などを通じて、正しい知識の普及啓発を図る。</p> <p><u>(イ)</u> 患者、元患者及びその家族等の相談窓口を設置するとともに、ハンセン病療養所入所者の里帰り事業、療養所訪問事業、社会復帰支援等の福祉対策について、関連団体と連携し、入所者の意向を尊重した支援等の充実を図る。</p> <p><u>ウ</u> <u>新型コロナウイルス感染症に関連する差別等の防止の取組等</u></p> <p><u>差別等は、人権侵害であるとともに、医療従事者などエッセンシャルワーカーの活動の支障となるほか、濃厚接触者等の感染の可能性のある者の申告しづらさを招き、感染拡大防止の妨げにもなる。このため、適切な情報の公表、正しい知識の普及とともに、新型コロナウイルス感染者等であることを理由に差別等が発生しないよう市町村など関係機関と連携し、県のホームページ、マスメディア、SNS等様々な媒体を用いた広報や、不正確な知識や誤った情報等に対する正しい判断力の育成など、必要な教育・啓発活動を行う。</u></p> <p>8 新潟水俣病被害者</p> <p><u>(1) 現状と課題</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 基本方針</u></p> <p>(略)</p> <p><u>ア</u> 「環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）」を通じた啓発</p> <p><u>(ア)</u> 事業活動の推進</p> <p>(略)</p> <p><u>(イ)</u> 被害者及び関係団体等との連携</p> <p>(略)</p> <p><u>(ウ)</u> 学校との連携による啓発活動</p> <p>(略)</p> <p><u>イ</u> 学校教育における推進</p> <p>新潟水俣病問題について、社会科等における公害問題の学習や総合的な学習の時間等における環境問題の学習活動を通して、「環境と人間のふれあい館」の利用や各種啓発教材の活用により、次世代を担う子どもたちの関心と理解を深める。</p> <p><u>ウ</u> 地域社会の再生・融和の促進</p> <p>新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和が図られるよう、新潟水俣病の被害者を含めた地域住民の交流を促進する取組を行う。</p>	<p>・ ハンセン病に関する講演会の開催やパンフレットの配布などを通じて、正しい知識の普及啓発を図る。</p> <p>・ 患者、元患者及びその家族等の相談窓口を設置するとともに、ハンセン病療養所入所者の里帰り事業、療養所訪問事業、社会復帰支援等の福祉対策について、関連団体と連携し、入所者の意向を尊重した支援等の充実を図る。</p> <p>8 新潟水俣病被害者</p> <p><u>【現状と課題】</u></p> <p>(略)</p> <p><u>【基本方針】</u></p> <p>(略)</p> <p>○ 「環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）」を通じた啓発</p> <p>・ 事業活動の推進</p> <p>(略)</p> <p>・ 被害者及び関係団体等との連携</p> <p>(略)</p> <p>・ 学校との連携による啓発活動</p> <p>(略)</p> <p>○ 学校教育における推進</p> <p>・ 新潟水俣病問題について、社会科等における公害問題の学習や総合的な学習の時間等における環境問題の学習活動を通して、「環境と人間のふれあい館」の利用や各種啓発教材の活用により、次世代を担う子どもたちの関心と理解を深める。</p> <p>○ 地域社会の再生・融和の促進</p> <p>・ 新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和が図られるよう、新潟水俣病の被害者を含めた地域住民の交流を促進する取組を行う。</p> <p>○ 新潟水俣病患者への保健・福祉対策</p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>エ 新潟水俣病患者への保健・福祉対策 新潟水俣病患者の福祉の増進を図るため、療養等による経済的負担の軽減を目的とした手当の支給や、相談窓口等を通じた認定制度など各種制度の周知、患者の心身の状況等に応じた保健や福祉に関する取組を行う。</p> <p>9 北朝鮮による拉致被害者 <u>(1) 現状と課題</u> (略) <u>(2) 基本方針</u> (略)</p> <p>10 犯罪被害者やその家族 <u>(1) 現状と課題</u> (略) <u>(2) 基本方針</u> (略)</p> <p>11 刑を終えて出所した人等 <u>(1) 現状と課題</u> (略) <u>(2) 基本方針</u> (略)</p> <p>12 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別 <u>(1) 現状と課題</u> (略) <u>(2) 基本方針</u> (略)</p> <p>13 様々な人権問題 (略)</p> <p>第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進 (略)</p> <p>1 公務員 (略)</p> <p>2 教職員・社会教育関係職員 (略)</p> <p>3 警察職員 (略)</p> <p>4 医療・保健・福祉関係者 (略)</p> <p>5 消防職員 (略)</p>	<p>・ 新潟水俣病患者の福祉の増進を図るため、療養等による経済的負担の軽減を目的とした手当の支給や、相談窓口等を通じた認定制度など各種制度の周知、患者の心身の状況等に応じた保健や福祉に関する取組を行う。</p> <p>9 北朝鮮による拉致被害者 <u>【現状と課題】</u> (略) <u>【基本方針】</u> (略)</p> <p>10 犯罪被害者やその家族 <u>【現状と課題】</u> (略) <u>【基本方針】</u> (略)</p> <p>11 刑を終えて出所した人等 <u>【現状と課題】</u> (略) <u>【基本方針】</u> (略)</p> <p>12 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別 <u>【現状と課題】</u> (略) <u>【基本方針】</u> (略)</p> <p>13 様々な人権問題 (略)</p> <p>第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進 (略)</p> <p>1 公務員 (略)</p> <p>2 教職員・社会教育関係職員 (略)</p> <p>3 警察職員 (略)</p> <p>4 医療・保健・福祉関係者 (略)</p> <p>5 消防職員 (略)</p>

新潟県人権教育・啓発推進基本指針 新旧対照表

改定後（第2次改定）	改定前（第1次改定）
<p>6 地方議会議員 （略）</p>	<p>6 地方議会議員 （略）</p>
<p>7 マスメディア関係者 （略）</p>	<p>7 マスメディア関係者 （略）</p>
<p>8 公共交通機関関係者 （略）</p>	<p>8 公共交通機関関係者 （略）</p>
<p>第5章 人権施策推進に向けて</p>	<p>第5章 人権施策推進に向けて</p>
<p>1 県の基本姿勢 （略）</p>	<p>1 県の基本姿勢 （略）</p>
<p>(1) 庁内推進体制の整備 （略）</p>	<p>(1) 庁内推進体制の整備 （略）</p>
<p>(2) 人権尊重の視点に立った職務遂行 （略）</p>	<p>(2) 人権尊重の視点に立った職務遂行 （略）</p>
<p>(3) 人権課題への適切な対応 （略）</p>	<p>(3) 人権課題への適切な対応 （略）</p>
<p>(4) 職員に対する研修等の実施 （略）</p>	<p>(4) 職員に対する研修等の実施 （略）</p>
<p>2 関係機関等との連携 （略）</p>	<p>2 関係機関等との連携 （略）</p>
<p>(1) 国との連携 （略）</p>	<p>(1) 国との連携 （略）</p>
<p>(2) 市町村との連携 （略）</p>	<p>(2) 市町村との連携 （略）</p>
<p>(3) 民間団体等との連携 （略）</p>	<p>(3) 民間団体等との連携 （略）</p>
<p>3 基本指針の見直し等 （略）</p>	<p>3 基本指針の見直し等 （略）</p>